

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（案）及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）に関する
意見募集の結果について

令和6年5月27日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、令和6年3月27日（水）から令和6年4月26日（金）までの間、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（案）」及び「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

今回、この意見募集に対して、御意見は寄せられませんでした。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件」を公布・施行することとなりましたのでお知らせします。

引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。